

河川・道路愛護制度の改正に関する説明会資料

(平成 29 年 1 月 神戸市建設局防災部河川課／道路部管理課)

1 助成金に関する主な変更点＜河川・道路共通＞

項目	現行	変更後
用途の限定	規定なし	平成 29 年度から新たに規定
用途の内容	—	河川美化活動・道路愛護活動に要した経費に限定
支出明細の記録	—	各団体で支出明細を記録 平成 29 年 4 月から記録開始、5 年間保管 (平成 29 年度分は、平成 35 年 3 月 31 日まで保管)
領収書等の保管	—	領収書等支払を証する書類を保管 平成 29 年 4 月から保管開始、5 年間保管 (平成 29 年度分は、平成 35 年 3 月 31 日まで保管)
活動実施報告書への活動経費総額の記載	—	年間(4/1～翌年 3/31)の活動経費総額を活動実施報告書兼交付申請書に記載 平成 29 年度分の報告と申請は、平成 30 年 3 月に行う。
交付額の上限	交付基準額	交付基準額 または 活動経費総額 のいずれか低い額

交付基準額は現行と変更ありません。

河川・道路愛護制度の改正に関する説明会資料

(平成 29 年 1 月 神戸市建設局防災部河川課／道路部管理課)

2 助成金として申請できる経費（使途の例）＜河川・道路共通＞

原則として活動日の作業に直接関係する経費を、助成金の対象としています。

項 目		例	示
活動に直接関係する経費	物 品	消耗品	ゴミ袋、軍手、ゴム手袋、草刈機の替刃、草刈機の燃料、虫よけ等
		道具類	ほうき、ちりとり、火バサミ、バケツ、剪定はさみ、草刈機、脚立、工具等
	参加費等	参加者へのお礼	(社会通念上、お礼の気持ちを表す程度の謝礼。おおむね総額 1,000 円まで) ジュース、お茶、おかし、軽食 (おにぎり、パン)、弁当 現金、図書券等の金券、タオル等の物品
		道具提供者等へのお礼	(社会通念上、お礼の気持ちを表す程度の謝礼。一回あたり実費相当程度) 現金、図書券等の金券、タオル等の物品
そ の 他		保険料 (傷害保険、損害賠償責任保険等)、活動日告知文のコピー代	

河川・道路愛護制度の改正に関する説明会資料

(平成 29 年 1 月 神戸市建設局防災部河川課／道路部管理課)

3 助成金として申請できない経費＜河川・道路共通＞

(1) 経費の性質上、助成金として認められない経費

- ① 他の団体への記念行事お祝い金，神事，祭り等に対する協賛金
- ② 単に，団体の会員及び役員等という身分上の理由をもって支給する給与，報酬等
- ③ 慶弔費
- ④ 飲食を主たる目的とした会合に係る経費
- ⑤ 国，県，市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において，当該補助金等により充当される経費

(同一の支出を、複数の助成制度に二重に請求してはならない)

(2) 河川美化活動／道路愛護活動に直接関わりのない経費

例) 団体の運営費 (総会、役員会、定例会、広報紙、事務費等)、まつり等のイベント、生物保護の活動、パトロール等

河川・道路愛護制度の改正に関する説明会資料

(平成 29 年 1 月 神戸市建設局防災部河川課／道路部管理課)

4 支出明細の記録＜河川・道路共通＞

- ・「支払日」「支払先」「項目・品名」「支払額」「明細」「摘要」が分かるように記録してください。
- ・河川美化活動や道路愛護活動のために、別途の支出明細書を作成する必要はありません。
各団体で作成されている出納簿等の書類を、その備考や欄外に追記するなどしてご活用ください。
- ・助成金における会計年度は 4 月～翌年 3 月です。
各団体の会計年度と異なる場合には、集計時に 4 月～翌年 3 月分を抽出してください。
- ・活動に必要な物品（軍手、お茶等）が、活動参加人数に比べて過大とならないようご留意願います。

※複数の制度から支援を受けている場合

- ・河川美化・道路愛護の経費に計上した項目については、他の助成制度に請求されないようご留意願います。
- ・一方で、本制度（河川愛護、道路愛護）の助成対象に含めた結果、他の制度から助成金が受けられなくなったり減額されたりすることが考えられます。

他制度のルールを十分ご確認のうえ、本制度への助成対象経費を計上してください。

河川・道路愛護制度の改正に関する説明会資料

(平成 29 年 1 月 神戸市建設局防災部河川課／道路部管理課)

下記は河川愛護の参考例です。日付や金額の大小は実際のものとは関係ありません。

道路愛護の場合は、摘要が「道路愛護」と分かるように記載してください。

支払日	支払先	項目・品名	支払額	明細	摘要
H29.4.1	〇〇商店	軍手	<u>5,400 円</u>	レシートのとおり	河川美化
H29.5.20	〇〇会館	会議室	2,000 円	領収書のとおり	役員会
H29.5.20	スーパー〇〇	お茶	1,200 円	@120 円×10 人分 領収書なし	役員会
H29.7.14	コンビニ〇〇	ゴミ袋	<u>1,000 円</u>	レシートのとおり	河川美化
H29.7.15	自販機	ジュース	<u>3,600 円</u>	@120 円×30 人分 領収書なし	河川美化
H29.7.15	〇〇書店	参加謝礼 図書券	<u>15,000 円</u>	@500 円×30 人	河川美化
H29.7.15	〇〇センター	草刈替刃	<u>2,000 円</u>	レシートのとおり	河川美化
H29.7.15	□□△△氏	草刈機レンタル謝礼	<u>1,000 円</u>	現金。領収書なし	河川美化
H29.8.5	〇〇商店	水鉄砲	3,240 円	領収書は合計のみ記載 @108 円×30 コ	まつり景品
H29.9.10	〇〇団体	総会御祝	10,000 円	領収書なし	祝金
H29.12.25	〇〇保険	賠償責任保険	<u>3,500 円</u>	保険証書のとおり	河川美化
H30.1.19	コンビニ〇〇	ゴミ袋	<u>500 円</u>	レシートのとおり	河川美化
H30.1.20	スーパー〇〇	お茶	<u>3,000 円</u>	@150 円×20 人分	河川美化
H30.1.20	活動参加者	参加謝礼 現金	<u>10,000 円</u>	@500 円×20 人 領収書なし	河川美化

例の場合、河川愛護助成金の対象は、美化活動に直接関係する経費（＝下線部）の合計 **45,000 円** となります。

5 助成金の交付申請方法＜河川・道路共通＞

次の（１）（２）の書類を作成し、所管の建設事務所へご提出願います。

平成 29 年度分の申請（平成 30 年 3 月頃）から新様式による運用となります。

(1) 活動実施報告書兼助成金交付申請書

記入例参考

下部の「活動経費総額」欄には、上記 2 の助成金として申請できる経費の合計

（上記 4 の例では下線部の合計 45,000 円）を記入してください。

活動内容や活動日は、様式には「別紙のとおり」と記入し、各団体での既成の報告書で代用できます。

(2) 請求書

請求額は交付決定額となり、交付基準額か活動経費総額のいずれか低い額となります。

河川・道路愛護制度の改正に関する説明会資料

(平成 29 年 1 月 神戸市建設局防災部河川課／道路部管理課)

(参考) 交付決定額の例

	ケース	交付基準額	活動経費総額	交付決定額 (いずれか低い額)
団体 A	河川美化 2,400m	40,000円	45,000円	40,000円
団体 B	河川美化 5,400m	50,000円	45,000円	45,000円
団体 C	道路愛護 5,000m	30,000円	45,000円	30,000円
団体 D	道路愛護 8,000m	48,000円	45,000円	45,000円

(参考) 交付基準額

河川美化活動	基本 3 万円 延長加算 1,000m 未満 5 千円 / 1,000m 以上 5,000m 未満 1 万円 5,000m 以上 10,000m 未満 2 万円 / 10,000m 以上 20,000m 未満 3 万円 20,000m 以上 4 万円
道路愛護活動	延長 1 m あたり 6 円。上限 5 万円。

6 河川愛護制度の変更点＜河川のみ＞

(1) 活動実施報告書の記載の軽減

従来、活動日ごとに1枚の報告書が必要でしたが、

今後は、年間で1枚の報告書とします。(新様式第6号)

ただし、活動日ごとに活動区間が異なる場合は、明細(新様式第6号のつづき)にもご記入願います。

(2) 活動実施報告書への写真添付の軽減

従来、活動日ごとに活動前、中、後の3枚の写真添付が必要でしたが、

今後は、ある1回の活動日の、活動前、後の2枚の写真添付とします。

(3) 助成金の対象となる活動の追加

緑化飾花も河川美化活動に含めることとしました。

ただし、水が流れる場所(増水時も含めて)で緑化飾花を行うことはできません。

河川・道路愛護制度の改正に関する説明会資料

(平成 29 年 1 月 神戸市建設局防災部河川課／道路部管理課)

河川敷、護岸、堤防等の河川区域に物を置いたり、木を植えたりするときには、原則として河川法または条例上の許可が必要になりますので、各河川管理者にご相談ください。(一・二級河川は県、準用・普通河川は市)

(4) 他の支援制度との関係

従来、同一の活動区間で兵庫県河川アドプト制度から支援を受けると、市の河川愛護制度の交付対象になりませんでした。

今後は、県の河川アドプト制度も含めて他制度から支援を受ける場合でも、同一の項目について他制度に二重に請求していなければ、本制度の助成対象に含めることができます。

ただし、他制度のルールを十分に確認してください。

(本制度の助成を受けると他制度の助成や支援が受けられなくなったり、減額されたりする可能性があります。)

河川・道路愛護制度の改正に関する説明会資料

(平成 29 年 1 月 神戸市建設局防災部河川課／道路部管理課)

(5) 団体結成時の事前実績要件の廃止

河川愛護団体の結成届出前の、一年程度の活動実績要件を廃止しました。

結成届とともにご提出いただく団体規約と役員構成によって、

組織的継続的に活動していただける見込みがあることを確認します。

(6) 様式の制定

届出事項（代表者、連絡先、活動区域等）の変更、活動の休止再開廃止にかかる届出様式を定めました。

各様式については、必要事項の記載があれば、各団体で作成いただいたもので代用できます。

(7) 表彰制度の検討

平成 30 年度からの実施を検討しています。詳細は未定です。

7 道路愛護制度の変更点<道路のみ>

(1) 他の支援制度との関係

従来、道路愛護活動について、他の公的な援助を受けている場合には、道路愛護制度の交付対象になりませんでした。

今後は、同一の項目について他制度に二重に請求していなければ、本制度の助成対象に含めることができます。ただし、他制度のルールを十分に確認してください。

(2) 様式の制定

届出事項（代表者、連絡先、活動区域等）の変更、活動の休止再開廃止にかかる届出様式を定めました。

各様式については、必要事項の記載があれば、各団体で作成いただいたもので代用できます。